

こんにちは

教育担当理事の奥田一雄です。

本日の認証評価に係る説明会を始めるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

すべての大学は認証評価を受診することが法律で定められています。

認証評価の目的は、申し上げるまでもなく、大学としてふさわしいレベルの教育研究活動がなされているかどうかを点検・評価することにより、大学の質を保証するとともに、その質の向上と改善を促進することです。

本学はこれまでに2回の認証評価を受けてきました。

1回目は平成19年、前回2回目は平成26年、今回は3巡目の認証評価となります。

3巡目の認証評価の特徴は、1回目と2回目と比較すると、ひとつは、内部質保証に関する基準が重点評価項目となっていることです。

昨年3月に公表された「教育の内部質保証に関するガイドライン」の考え方と内容がここに反映されていると思われます。

具体的に言えば、大学が自律的な組織として、自らが掲げている3つのポリシーに基づき、教育研究活動と学生の学習成果の水準を継続的に点検・評価し、改善・向上する取り組みを行っているかどうか、すなわち、教育の質を保証するシステムをもち、それが機能しているかどうか評価されます。

本学では、学士課程運営委員会と大学院教務委員会を通じて、各学部および各専攻に内部質保証に係る委員会等を設置していただいたところです。

3巡目の認証評価のもう1つの特徴は、それぞれの分析項目について明確な根拠を挙げることを求めていることです。

従来は分析内容を文章で記載しましたが、今回は基準を満たしていない場合にのみ、その言い訳を記述するということになっています。

本日は与えられた短い時間ですべてを説明することはできませんが、それぞれの学部と専攻でこれまでになされてきた実績と根拠資料を確認し、足りないところがあれば、今後に向けて新たな必要な取り組みを検討していただければ幸いに存じます。

以上